

令和5年 第3回

甲斐市農業委員会議事録

令和5年3月27日

1 日 時 令和5年3月27日(月) 午後3時00分～

2 場 所 甲斐市役所本館3階 大会議室

3 日 程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 報告第4号 農地法第5条第1項第7号規定による届出の件

報告第5号 令和4年農地賃借料情報の件

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請の件

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件

議案第11号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の
承認の件

議案第12号 令和5年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件

4 欠席委員 11番 窪田 眞己 委員、19番 神澤 安行 委員

5 議事録署名委員 15番 山田 一廣 委員、17番 鶴田 重雄 委員

6 職務のために会議に出席した者の職氏名

農業委員会事務局長 小宮山 尚

農業委員会事務局庶務係 窪田 友昭

農業委員会事務局庶務係 赤澤 政文

農業委員会事務局庶務係 小宮山 貴之

7 閉 会： 午後3時30分

【事務局長】

それでは、はじめにあいさつを交わして始めたいと思います。
ご起立をお願い致します。

相互に礼。

ご着席ください。

それでは令和5年第3回の農業委員会総会を開催致します。
小宮山会長よりご挨拶をいただき、議事進行につきましてもよろしく
お願いします。

【議長（会長）】

（あいさつ）

本日の出席委員は17人です。定足数に達しておりますので直ちに会
議を開きます。

（日程第1議事録
署名委員の指名）

【議長】

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。
議事録署名委員は、15番山田委員と17番鶴田委員を指名致します。

（日程第2会期
の決定）

【議長】

日程第2、会期の決定を致します。
本総会の会期は、本日1日と定めたいと思いますが、ご異議ござい
ませんか。

（異議なしの声）

異議ありませんので、本日1日と決定致します。

（日程第3議事）
（報告第4号）

【議長】

報告第4号農地法第5条第1項第7号の規定による届出の件を上程
致します。
事務局に番号2番から6番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 1 ページをお願いします。農地法施行令第 10 条第 1 項の規定により農地転用の届出がありました。

甲斐市農業委員会事務専決規定第 3 条により専決処分をいたしましたので報告します。

番号 2 番 地図公図は 1 ページ、2 ページになります。

●●番地、合計面積 389 m²を●●の●●さんが●●の●●に、賃貸借により駐車場にするための転用の届出が出ています。

●●番地につきましては、すでに駐車場として利用されていたので始末書を提出し、追認となります。

続きまして

番号 3 番 地図公図は 3 ページ、4 ページになります。

●●番地、合計面積 1384 m²を●●の●●さんから●●の●●に、有償移転により宅地分譲 5 区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 4 番 地図公図は 5 ページ、6 ページになります。

●●番地、面積 413 m²を●●の●●さんから●●の●●に、有償移転により宅地分譲 1 区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 5 番 地図公図は 7 ページ、8 ページになります。

●●番地、面積 714 m²を●●の●●さん持ち分 1/2、●●さん持ち分 1/2 が、下に行きまして●●番地、面積 302 m²を●●の●●さんが 2 筆の合計面積 1016 m²を●●の●●さんに、有償移転により宅地分譲 4 区画にするための転用の届出が出ています。

続きまして

番号 6 番 地図公図は 9 ページ、10 ページになります。

●●番地、合計面積 265 m²を●●の●●さんから●●の●●さん、●●さんに、有償移転により個人住宅建築のための転用の届出が出ています。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

それでは次の議案に移ります。

(報告第5号)

【議長】

報告第5号令和4年農地賃借料情報の件を上程致します。
事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

報告第5号、令和4年農地賃借料情報の件について報告をさせていただきます。

お手元の資料3ページ令和4年農地賃借料情報の件をご覧ください。

令和4年1月から12月までの1年間における利用権設定の賃借料を取りまとめましたので資料に沿って報告します。

今回集計したデータ数には、賃料が無償のものは除いてあります。

水稲、6件、10a当りの平均額11,417円、普通畑(野菜等)23件、8,510円、樹園地(果樹)12件、13,781円、樹園地(その他)4件、3,331円でした。

単年のみのデータでは情報が不足することもありますので、平成30年から5年間分の賃借料も提示しておりますので、併せて報告します。

水稲、33件、平均額8,552円、普通畑(野菜等)106件、9,383円、樹園地(果樹)59件、13,923円、樹園地(その他)13件、4,850円でした。

以上で報告を終わります。

【議長】

事務局の説明は以上です。

この案件は報告事項であります。

質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようですので、本案件の報告を終了致します。

次の議案に移ります。

(議案第9号)

【議長】

議案第9号、農地法第3条の規定による許可申請の件を上程致しま

す。

事務局に番号7番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料4ページをお願いします。

番号7番、地図公図は11ページ、12ページになります。

●●番地、合計面積2348㎡、●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により経営地拡大のための許可申請が提出されました。譲受人の現在の経営面積は3847㎡です。

申請地で柿と野菜の栽培を予定しています。所有機械については管理機、草刈り機です。

写真は●●番地の南東側からと●●番地の南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

20日に●●と現地調査いたしました。

この一帯は桑畑でした。申請場所はきれいに管理されていて次の方も耕作がすぐにできる状態だと思いますので問題ないと思います。ご審議の程よろしく願いいたします

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、20日に現地調査に同行いたしましたが、特段問題は無いと思いますのでご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号7番を許可とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可とすることに決定致します。それでは次の議案に移ります。

(議案第 10 号)

【議長】

議案第 10 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の件を上程致します。

事務局に番号 6 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 5 ページをお願いします。

番号 6 番、地図公図は 13 ページ、14 ページになります。

●●番地、合計面積 497 ㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により個人住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する 3 種農地と判断できます。

平屋建てで建築予定面積は 110.55 ㎡の計画です。●●番地は自主後退による個人持ちの公衆用道路となり、給排水は北東側の上下水道本管に接続予定です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員をお願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

20 日に●●と現地調査いたしました。

ここは、●●に面してしまっていて、近くには●●があります。近隣が住宅地でありますので、第 3 種農地と判断できると思います。説明でも給排水については上下水道本管ということでもありますので問題は無いと思います。ご審議をお願いします。

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

20 日に●●と現地調査いたしました。

周りが住宅地となっていて、一部、自主後退の道路となるようですが特段問題は無いと思います。ご審議お願いいたします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号6番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは事務局に番号7番の説明を求めます。

【事務局】 はい、議長

番号7番、地図公図は15ページ、16ページになります。

●●番地、面積214㎡を●●の●●さんから●●の●●さんに有償移転により個人住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は役所等の公共施設より300m以内の3種農地と判断できません。

2階建てで建築予定面積は57.66㎡の予定です。給排水は南側市道の上下水道本管に接続予定です。

資金証明、事業計画書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は南東側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】 事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】 はい、●●です。

20日には都合が悪くて同行できませんでしたが、別の日に調査しましたが、特に問題になることは無いと思います。ご審議をお願いします。

【議長】 次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】 はい、●●です。

20日に●●と現地調査いたしました。周辺の状況から特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

【議長】 これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号7番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致します。

それでは事務局に番号8番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

番号8番、地図公図は17ページ、18ページになります。

●●番地、面積468㎡を●●の●●さんから●●の●●に有償移転により個人住宅建築のための転用の許可申請が提出されました。

申請地は住宅等が連坦する3種農地と判断できます。

2階建てで建築予定面積は57.13㎡の予定です。排水は合併浄化槽で処理し南東側用水路に放流予定です。

資金証明、事業計画書、隣接耕作者の同意書等の添付書類から問題ないと考えられます。

写真は西側から撮影したものです。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

次に現地調査の報告を●●委員お願いします。

【●●委員】

はい、●●です。

20日に●●と現地調査いたしました。

周囲に住宅も隣接していて周辺農地にも影響は無いと思われま

【議長】

次に●●推進委員に意見を求めます。

【●●推進委員】

はい、●●です。

20日に●●と現地調査いたしました。

特に問題は無いと思います。ご審議をお願いします。

【議長】

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。

番号8番を許可相当とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件を許可相当とすることに決定致し

ます。

それでは次の議案に移ります。

(議案第 11 号)

【議長】

議案第 11 号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認の件を上程致します。

事務局に利用権設定の番号 10 番から 16 番の説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 6 ページをお願いします。

番号 10 番、地図公図は 19 ページ、20 ページになります。

●●番地、面積 877 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 1 年間、新規に貸し付ける計画が提出されました。

水稲の栽培を予定しています。賃借料は 10 アール当たり●●円です。

続きまして

番号 11 番、地図公図は 21 ページ、22 ページになります。

●●番地、面積 1035 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 1 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

続きまして

番号 12 番、地図公図は 23 ページ、24 ページになります。

●●番地、面積 1097 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き水稲の栽培を予定しています。賃借料は●●です。

続きまして、資料 7 ページをお願いします。

番号 13 番、地図公図は 25 ページ、26 ページになります。

●●番地、面積 744 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き畑として利用し野菜の栽培を予定しています。賃借料は 10 アール当たり●●円です。

続きまして

番号 14 番、地図公図は 27 ページ、28 ページになります。

●●番地、合計面積 1694 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 10 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き水稲の栽培を予定しています。賃借料は●●です。
続きまして

番号 15 番、地図公図は 29 ページ、30 ページになります。

●●番地、合計面積 1286 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 2 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続きクレソンの栽培を予定しています。賃借料は 10 アール当たり●●円です。

続きまして、資料 8 ページをお願いします。

番号 16 番、地図公図は 31 ページ、32 ページになります。

●●番地、合計面積 1097 m²を●●の●●さんが●●の●●さんに田を 3 年間、継続して貸し付ける計画が提出されました。

引き続き水稲の栽培を予定しています。賃借料は●●です。
説明は以上です。

事務局の説明は以上です。

この案件は利用権設定でありますので、特別問題がなければ担当農業委員による現地調査の報告を省略したいと思います。

何か質問がある方はいらっしゃいますか。

【議長】 質問がないようですので、番号 10 番から 16 番を承認することに決定致します。

それでは、次の議案に移ります。

(議案第 12 号)

【議長】 議案第 12 号令和 5 年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件を上程いたします。事務局に説明を求めます。

【事務局】

はい、議長

資料 9 ページをご覧ください。

令和 5 年度甲斐市農繁期労働賃金標準額の件についてです。

こちらは、これから農繁期を迎えるにあたり、農作業をお願いした時の賃金標準額を、市農業委員会として毎年この時期に取り決めて公表しているものです。

例年、最低賃金や燃料費等を含む社会情勢の変化や、近隣市町村の

金額等を参考に決めておりますが、他市町村の金額等に大きな動きがない点、昨年度に比べ、ガソリン単価がリッターあたり平均で16円ほど高騰しており、また、最低賃金についても一時間あたり32円ほど上昇しておりますが、10aあたりの単価に反映させるほどの影響があるとは考えにくいことから今年度は、昨年度と同額で案を作成しております。

なお、下部の備考欄にも記載がございますが、本表はあくまで標準的な料金を示す参考資料であり、実際の金額は圃場条件や作業条件など勘案して当事者間の協議により相対で決めていただくことを前提としております。

この件については、本日の総会で決定いただければ、広報5月号とホームページにて農業者の皆様へ周知いたします。

説明は以上です。

【議長】

事務局の説明は以上です。

これより質疑に入ります。質問がある方はいらっしゃいますか。

質問がないようでございます。農繁期労働賃金の件については、この案のとおり決定することにご異議はございませんか。

(異議なしの声)

異議がないようですので、本案件のとおり決定致します。

以上で、本日の審議はすべて終了致しました。

午後3時30分閉会